日調連発第２０３号
令和８年１１月５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務局及び地方法務局における窓口対応時間の見直しについて（依頼）

標記について、法務省民事局総務課から別添のとおり依頼がありましたので、この旨お知らせするとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

なお、詳細につきましては、下記ウェブサイトを参照願います。

記

法務局ウェブサイト

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page_000001_00073.html

法務省民総第８７６号
令和８年１１月２日

日本土地家屋調査士会連合会会長　岡　田　潤一郎　殿

法務省民事局総務課長　大　谷　　太

法務局及び地方法務局における窓口対応時間の見直しについて（依頼）

貴会におかれては、平素から法務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、法務局及び地方法務局では、職員の働き方改革を推進するため、令和６年１月４日から、全ての利用者の窓口対応時間を午前９時から午後５時までとし、貴会会員の皆様には、オンライン申請等の御活用と、業務上必要な場合を除き午後４時以降の窓口利用を控える御配慮をお願いし、皆様の御協力により、一定の成果が得られたところです。

今般、業務の効率化及び働き方改革の更なる推進を図る観点から、登記の審査等に集中して取り組む時間を確保する必要があること、社会全体として窓口時間を短縮する傾向が強まっていること及びオンライン化・デジタル化の進展により法務局の窓口を利用しなくても手続を行うことができることを踏まえ、令和９年１月４日から、全ての利用者を対象として、窓口対応時間を午前９時から午後４時までに変更することといたしました。

つきましては、貴会におかれては、本取組の趣旨を御理解いただきますとともに、本取組に一層御協力いただけるよう、改めて各単位会及び会員への周知をお願いいたします。

また、貴会会員におかれては、その業務に当たって、依頼者や相談者をはじめとする関係者に対し、法務局の窓口対応時間を御案内いただくなど、本取組の周知に御協力いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、本見直しについて、各法務局及び地方法務局から各単位会に対して、別途協力依頼を行う予定であることを申し添えます。